



野生動物の被害で お困りの方へ

- 周囲に未収穫の果実などが落ちていませんか。
- 近くに動物が隠れられるような茂みはありませんか。

鳥獣害対策では、「餌付けをなくす」&「ひそみ場をなくす」ことが重要です。まずは、畑や庭など、周りの環境を見直しましょう。さらなる対策を進めたい方は、町の制度をご利用ください。

小動物用捕獲器の貸出し	
概要	ハクビシンやアライグマにお困りの方に、小動物用捕獲器の貸出しを行っています。
捕獲対象の動物	鳥獣保護法で捕獲を認められた鳥獣のうち、ハクビシン、アライグマ等の有害小動物
貸出対象	次の全ての項目を満たす方 ①鳥獣保護法の規定による捕獲許可証の交付を受けている方(許可証は町が発行します) ②自己の責任で捕獲器の管理、餌の入替え等ができる方
貸出期間	原則14日以内(貸出日及び返却日を含む)
費用	無料
申請手続	希望される方は、環境課までお問合せください。
備考	※貸出状況により、お待ちいただく場合があります。 ※ご自身で捕獲器をお持ちの方も、捕獲する際は許可が必要になります。
問合せ	環境課 ☎(72)4438



	農作物被害対策の補助金	狩猟免許取得の補助金
概要	農作物の被害対策に使用する資材の購入費用を補助します。(電気柵、ネット類、金網・鉄線類、トタン、その他)	有害鳥獣捕獲を目的とした狩猟免許試験の受験にかかる費用を補助します。
補助対象	次の全ての項目を満たす方 ①町内に住所がある個人または町内に所在地がある法人 ②申請農地を所有しているまたは法令に従った方法で借り入れている方 ③②の農地を使用している方 ④町税を滞納していない方 ※ただし、次の場合は補助の対象になりません。 ・申請農地が過去に補助金の交付を受けており、交付決定日から5年が経過していない場合 ・補助金の申請と同一年度内に資材の購入から設置まで完了しない場合	次の全ての項目を満たす方 ①町内に住所がある方 ②農業または林業を行い、収入を得ている方 ※ただし、同じ種類の狩猟免許について、最初の受験を含む3年度以内かつ3回までが対象です。
補助金額	【認定農業者】 購入費用の1/2以内(限度額は設置1か所につき5万円) 【その他の農業者】 購入費用の1/3以内(限度額は設置1か所につき3万円) ※申請農地が基準より広い場合は、限度額を増額します。	受験1回につき5千円 ※ただし、費用が5千円を超えない場合は、その金額が補助額になります。
申請手続	・申請前に設置したものは、対象となりません。 <u>必ず資材を購入する前に申請書を提出してください。</u> ・資材設置後には実績報告書の提出が必要です。 ・希望される方は産業観光課までお問合せください。	・申請前に受験した方は、対象となりません。 <u>必ず受験前に申請書を提出してください。</u> ・受験後には実績報告書の提出が必要です。 ・希望される方は産業観光課までお問合せください。
問合せ	産業観光課 ☎内線262	